

明治前期における野崎家の塩業経営

——歳出入計算書を中心として——

廣 山 謙 介

小 柳 智 裕

甲南経営研究 第47巻 第3号 抜刷

平成19年2月

明治前期における野崎家の塩業経営*

——歳出入計算書を中心として——

廣 山 謙 介
小 柳 智 裕

はじめに

日本では塩（食塩）は海水からイオン交換膜法によって鹹水を製造するプロセスを利用して生産され、平成17年度（2005）の生産量は1,227千トンである⁽¹⁾。従来の天日製塩のための塩田は昭和46年度（1971）の第四次塩業整理により全て廃止された。このとき、各年産20万トンの製塩規模で7社、新日本化学工業株式会社（現株式会社日本海水、小名浜工場）・赤穂海水化学工業株式会社（現株式会社日本海水、赤穂工場）・錦海塩業株式会社（平成14年6月操業停止）・内海塩業株式会社（現ナイカイ塩業株式会社）・鳴門イオン製塩株式会社（現鳴門塩業株式会社）・讃岐塩業株式会社（現株式会社日本海水、讃岐工場）・崎戸製塩株式会社（現ダイヤソルト株式会社）が製塩業者として新たに許可された。現在国内産塩のほとんどはこの4社6工場で

* 本稿は小柳智裕が提出した野崎家を対象とする修士論文の一部をベースとし、新たな素材を加えながら廣山謙介・小柳智裕が共同で執筆したものである。作成にあたっては山陽学園大学太田健一教授のご指導をかたじけなくした。また史料の閲覧を許可された財団法人龍王会館と財団法人塩事業センター塩業資料室にこの場を借りて深甚な謝意を表明する。しかしありうべき誤謬などについては執筆者が共同して責任を負うものである。

(1) 「平成17年度塩需給実績について」財務省、平成18年6月30日

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

生産されている。

このうちナイカイ塩業株式会社は本社を岡山県倉敷市児島味野に置く独立系の製塩会社である。その創業は1829年に野崎武左衛門が同地に入浜式塩田を築造した時点までさかのぼれる。同社の平成18年度（2006）予定生産量は約18万トンで設備能力に比べて減産体制になっている。この減産は冬季の道路凍結防止用塩の供給が安価な外国産塩にシフトしたためだと説明されている。⁽²⁾

本稿は野崎家に残されている「歳出入計算書」及び当時のお雇い外国人オスカー・コルシェルト Oskar Korschelt の指示で作成された史料などを利用して、⁽³⁾ ナイカイ塩業株式会社の前身である野崎家の塩業経営について検討する。なお対象時期は明治4年から17年までである。

日本の食塩生産は、現在の4社体制にいたるまで、紆余曲折を経てきた。江戸時代に地域産業として全国の海岸部に点在していた塩生産拠点は、交通網の整備と共に次第に表3にあるように瀬戸内海の十州地域に集中されるようになった。幕末期に各藩で藩営専売仕法が導入されるなか、岡山藩でも弘化2年（1845）に塩専売仕法が実施された。明治維新を迎え、塩に対する保護政策は公式には存在しなくなり、明治前期の混乱を経て明治38年（1905）には塩専売法が煙草専売法と並んで施行され、財政専売として政府による全量買い上げという仕組みが導入された。これ以降、塩生産の技術改良、塩の品質の保持などは中央政府の手でおこなわれることとなる。大正期に塩専売が公益専売という方向へ転換したあとも、第2次世界大戦後までその方針は変わらなかった。その間、第一次から第四次までの塩業整備計画が実施され、政府主導の産業の保護・育成・淘汰策が行われた。昭和47年（1972）に全面的に塩田が廃止され、世界に類例をみないイオン交換膜法による国内塩の生

(2) ナイカイ塩業での聞きとり調査による。

(3) コルシェルトの経歴については史料1参照

産が行われるようになった。このとき、製塩業者は24団体から7社へと激減した。平成9年(1997)4月に塩事業法が施行され塩専売法が廃止された。ここに明治38年以來続いてきた塩専売は廃止され、原則自由の市場構造に転換した。ただし市場の急激な変化を避けるために平成14年(2002)3月末まで経過措置がとられた。

野崎家の製塩業は江戸時代から家業経営として、この流れの中で生き残ってきた。本稿では財団法人竜王会館 野崎家旧宅・野崎家塩業歴史館所蔵の「野崎家文書」を利用して、明治前期の野崎家の塩業経営の実像にせま⁽⁴⁾っていく。なお、本文中で脚注のない史料は全て同館所蔵文書によるものである。

1. 明治前期塩業経営に関する先行研究

この分野の経営史研究は皆無と⁽⁵⁾いっていい。しかし、各種の塩業史研究が主に日本塩業研究会の会員の手によって機関誌『日本塩業の研究』を舞台に蓄積されてきた。昭和33年(1958)に加茂詮が「近代日本塩業の展開過程概説——日本塩業における資本主義発展の諸問題をめぐって——」を発表し、近代日本塩業の発展を次の5段階に区分した。

- ① 維新後専売制施行前まで(1868~1904)
- ② 専売制度施行後第1次世界大戦終結まで(1905~1918)
- ③ 第1次世界大戦後昭和10年まで(1919~1935)
- ④ 昭和11年より昭和23年まで(1936~1948)
- ⑤ 昭和24年より現在まで(1949~1958)

加茂は同論文のなかで第①段階の維新後専売制施行前までが近代日本塩業構造史上きわめて重要な段階であるとして今後の実証研究の必要性を強調し

(4) なお、筆者は次節で引用した時期区分の再検討をも視野に入れながら、今後実証研究を深化させていく計画である。

(5) 『日本塩業の研究』第1集所収

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

た。その後『日本塩業大系 史料編近現代(二)』の解題において加茂は、第①段階をさらに細かく区分し、

- (1) 維新～農商務省設置（1868～1881）
- (2) 農商務省設置～明治20年代末（1881～1896）
- (3) 明治30年代～大正7年（1897～1918：公益専売の開始）

という3つの画期を設けている。⁽⁶⁾

また『日本塩業の研究』既刊29冊に発表された論文のうち明治期を取り扱ったものは次の表1の15点である。

さて、塩業経営史を新たな領域として考えてみた場合、加茂の指摘する近代日本塩業の発展段階のうち明治前期にあたる第①段階、特に(1)(2)の時期の塩業経営の変化は今後精力的に研究を深化させていかなければならない時期である。野崎家の例をとれば、江戸時代末弘化2年（1845）に岡山藩で塩専売仕法が施行され、翌3年には野崎武左衛門の意見「御国産塩御仕法愚意草稿」も援用されたのか旧来の塩問屋制の復活を含む専売制に変更されている。武左衛門の開発にかかる塩田は文政10年（1827）の野崎浜に始まり南兒島沿岸に公畝48町余、地租改正時の実面積161町余と広大なものであった。⁽⁷⁾これ

(6) 加茂がこの3期の時期区分を提案した理由は、農商務省が設置されるまでの第(1)期は、明治新政府の施策が塩業までは及びかね、日本塩業が衰退の様相を深めた時期であったからである。この間、政府は塩業に対する特別な「保護」も「育成」も行わず、塩業問題解決の中心を担ったのは「十州塩田同盟」であった。この点については本稿の末尾で、当時の塩価格が経営に及ぼした影響を検討し同盟休業の必要性に触れる。第(2)期は、政府の塩業政策がようやく積極的に展開されはじめたが、それは塩業界内部の対立関係もあって必ずしも一貫しないまま曲折を重ね、効果的な成果をみないままに終わった時期と位置づけられる。この転換期の明治14年ころは、明治初年の新政権の基礎づくりがほぼ終わり、地租改正事業もほぼ終了し、同時に殖産興業政策が官業払い下げによる民間主導に転換された時期である。この時期の転機は少なくとも日本塩業の発展にとって画期的なものとなった。第(3)期はほぼ明治30年以降、塩専売制の実施からその定着の時期までである。大正初年まで塩専売法に対する反対意見が続いたために、明治末年に塩専売法の整備がほぼ完了してはいるが、時期区分としては公益専売に転じた大正7年までとしている。

表1 明治期を取り扱った『日本塩業の研究』所収論文一覧

著者	論文名	収録号	出版年
渡辺則文	十州塩業同盟の推移——明治前期の塩業問題——	第2集	1959
山本 明	「改良」より「専売」へ——専売制度成立についての覚書——	第3集	1960
関口二郎	専売制施行前に於ける塩専売論——公益専売論の源流をたずねて——	第3集	1960
河手龍海	明治専売の歴史的性格について——試論として——	第4集	1961
河手龍海	明治37年当時の政党の動きを通じて見た塩専売法の成立	第6集	1963
岡 光夫	明治期専売制前後の塩田地主経営	第9集	1966
加茂 詮	近代日本塩業における第1次産業革命——扶桑塩業組合における塩田小作争議を中心として——	第9集	1966
太田健一	幕末・明治前期における塩田地主の存在形態——野崎家取支計算・所得調査史料の分析——	第10集	1967
太田健一	幕末・明治前期の塩業構造——研究史の整理と今後の課題——	第11集	1968
柴田 一	幕末・明治期の塩流通史研究の問題点	第11集	1968
相良英輔	近代塩業経済の構造と地主の形成	第16集	1975
小沢利雄	日本の鉄道開通後の塩輸送について	第18集	1977
谷口智子	明治期における塩業労働者——研究における視点と課題——	第21集	1992
小沢利雄	西日本における鉄道開通前後の塩回送について	第23集	1994
落合 功	明治政府殖産興業政策と内国勲業博覧会——製塩関係出品物の検討を中心として——	第25集	1997

を母体とする塩業経営は地租改正以降の公租の増徴に加えて、明治期に入ると営業自由の原則の下で自由な市場経済に政府の保護のない事業として営まれることとなった。個別経営主体の力量が如実に試される時代での塩業経営の組織、労務管理などの変化はこの時期に如実に現れている。

岡山県の地域産業史の視点から野崎家を取り上げているものは多数にのほがるが、そのうち筆者の研究との関連で重要と判断したものは県史・市町村史を除いて管見のかぎりでは表2としてまとめられよう。

2. 岡山地域の塩業史上の位置

現在岡山県は、日本全国の食塩生産の約15%を占めている。歴史的に同地は重要な塩の生産拠点であった。現在ナイカイ塩業株式会社の本社が置かれている旧国、備前国の明治前期の塩生産状況は次の表3のようであった。

明治前期の日本塩業は瀬戸内海沿岸の10か国を中心に展開されていた。表

(7) 谷口澄夫・多和和彦・渡辺則文・有元正雄・柴田一・太田健一『備前児島野崎家の研究——ナイカイ塩業株式会社成立史——』、昭和56年7月1日発行、財団法人竜王会館（以下、『野崎家の研究』と略記する）86頁。

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

表2 野崎家を取り上げた岡山県地域産業史の一覧

著者	書名	発行者	発行年
角田直一	元野崎浜風土記	財団法人竜王会館	1985
谷口澄夫・多和和彦・渡辺則文・有元正雄・柴田一・太田健一	備前児島野崎家の研究 ——ナイカイ塩業株式会社成立史——	財団法人竜王会館	1981
太田健一	日本地主制成立過程の研究	福武書店	1981
多和和彦	富田屋洲脇氏系図 内海塩業株式会社の歴史参考資料集のうち		1955
多和和彦	産経県人太平記		
多和和彦	こじまのれきし 児島の歴史	児島市学校教育研究会	1956
多和和彦	児島産業史の研究	児島の歴史刊行会	1959
谷口澄夫	日本歴史叢書 5	吉川弘文館	1964
谷口澄夫	岡山県の歴史		1975

表3 明治12・13年全国塩田の面積及び生産量

地域	国名	塩田 反別(町)	明治12年 製塩高(石)	明治13年 製塩高(石)	平均製塩高 (石)	1町当たり 平均製塩高(石)
十 州 地 域	播磨	929.32	447,898	1,258,419.675	853,158	918
	備前	425.42	364,449	452,547.516	408,498	960
	備中	59.54	16,955	41,020.000	28,987	486
	備後・安芸	535.03	1,014,765	595,688.313	805,226	1,505
	周防	812.17	710,001	680,641.270	695,321	856
	長門	34.34	25,941	42,391.000	34,166	994
	阿波	505.59	462,950	609,339.700	536,144	1,060
非 十 州 地 域	讃岐	408.24	512,179	615,920.956	564,049	1,381
	伊予	412.12	298,653	332,117.710	315,385	765
	伊勢	137.34	24,927	29,065.000	26,996	196
	尾張	14.14	1,632	2,562.064	2,097	148
	三河	210.36	180,789	59,410.280	120,099	570
	遠江	133.24	10,019	6,373.493	8,196	61
	駿河	23.90	1,468	5,392.313	3,430	143
	相模	3.09	53	474.600	263	85
	武蔵	48.45	5,974	5,848.806	5,911	122
	上総・下総	217.13	38,988	1,810.193	20,399	93
	常陸	0.29	1,774	1,086.000	1,430	4,931
	磐城	207.57	11,754	31,415.388	21,584	103
	陸前	169.66	76,922	527,587.000	302,254	1,781
	陸中	0.00	27,945	29,170.900	28,557	
羽後	30.65	2,760	3,076.050	2,918	95	
若狭	5.54	665	1,100.500	882	159	
越前	11.36	1,318	2,361.800	1,839	161	
加賀	4.64	535	4,350.000	2,442	526	

能登	203.34	129,648	172,658.000	151,153	743
越後	130.41	2,572	3,530.900	3,051	23
佐渡	13.33	898	1,213.100	1,055	79
丹後	23.69	2,456	2,800.000	2,628	110
因幡	0.40	105	225.000	165	412
出雲	0.00	0	5.287	2.64	
紀伊	111.14	18,094	17,709.000	17,901	161
淡路	6.74	0	0.000	0	0
土佐	123.78	28,583	18,486.800	23,534	190
筑前	118.82	39,777	45,196.000	42,486	357
豊前	126.91	192,880	242,933.400	217,906	1,717
豊後	147.35	50,319	30,514.300	40,416	274
肥前	146.38	30,596	37,019.400	33,807	230
肥後	232.85	48,881	184,686.410	116,783	501
日向・大隅・薩摩	386.07	62,076	66,125.040	64,100	166
全体合計	7,110.34	4,848,199	6,162,273.164	5,505,236	774
十州地域 合計	4,121.77	3,853,791	4,628,086.140	4,240,938	1,028
非十州地域 合計	2,988.57	994,408	1,534,187.024	1,264,297	423
十州地域 割合(%)	57.97	79.49	75.10	77	—
非十州地域 割合(%)	42.03	20.51	24.90	22	—

和田維四郎「本邦製塩国別表」(『食品改良意見』(『日本塩業大系史料編近現代二』所収))による

原史料では塩田反別および明治12年、13年の製塩高のみが記載されている。平均製塩高および割合については小柳が算出したものである。なお原史料の塩田反別は地租改正のために調査したものであるため、実際の塩田面積と大幅に異なる国もあり、割合については参考の域をでない。

3によると、明治12・3年ころに、十州地域塩田は日本全国の塩田面積のうち58%を占め、その産出量は全体の77%であった。そして、反当製塩量からは十州地域での生産が有利であったことが確認される。また備前国は、塩田面積では播磨、周防、備後・安芸、阿波に次ぎ全国4位、平均製塩高では播磨、備後・安芸、周防、讃岐、阿波に次いで第6位の位置にあった。また塩田面積当たりの生産量は常陸、陸前、豊前のデータの信憑性を考えると同史

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

料を見るかぎり、備後・安芸、讃岐、阿波、長門に次いでいた。

3. 野崎家とは

野崎家の塩業経営の歴史は江戸時代までさかのぼる。徳川中期以降の野崎家の歴代当主は近隣の大庄屋・庄屋層とも縁組を持ち、同家は「家居のかまへ広大」な上層農民であったと伝えられている。塩田開発をおこなった野崎武左衛門は寛政元年（1789）に味野村で生まれたが、少年時代であった享和～文化初年（18世紀末から19世紀にかけて）のころは「年毎に田畑をうり払ひ、よふよふ其日の煙を立」⁽⁸⁾てる程に没落していた。武左衛門が20歳に達した文化5年（1808）ころには、野崎家所有地は味野村に7石8斗余であったと伝えられている。そこで家の再興を企図して、当時、南児島一帯に発展しつつあった木綿機業に参入することを決め、武左衛門は小倉足袋の製造販売を試みた。⁽⁹⁾

当初は家族労働を主体とした足袋の製造販売であり、原料の木綿は岡山や西大寺へ行って仕入れ、製品は瀬戸内海対岸の四国丸亀などへ行商したようである。4～5年すると利益も累積し、裁縫や機織をする多数の男女を雇用して生産するようになった。このころ武左衛門は60歳近くなった老父貞右衛門（宝暦8年（1758）生まれ）とともに瀬戸内沿岸を中心に、西は安芸から周防・長門あたりまで販路を拡大し、足袋屋野崎の名声は国々に広まったと言われている。この足袋業の経営は販路の拡大のために行き詰まる。文政9年（1827）ころには売掛金の回収などに齟齬が生じた。そこで何らかの打開策を講じる必要に迫られた。⁽¹⁰⁾

(8) 渡辺則文・有元正雄「巨大塩田地主の形成と塩の生産構造——幕末・明治前期における備前野崎家の分析——」『近世社会経済史論集』358頁、昭和47年7月1日発行、株式会社吉川弘文館

(9) 谷口澄夫「野崎家の家業と武左衛門の人物像」、『野崎家の研究』41頁。

武左衛門が考えた活路は、大坂に出棚（支店）を設け、事業を拡大して足袋商を続けるか、当時開発されていた興除新田の土地を買って新田地主になるか、塩浜を築いて塩田地主に転身するか、という3案あった。武左衛門はそのうち「塩浜を築いて塩田地主に転身する」という道を選んだ。⁽¹¹⁾

文化4年（1807）から文政10年（1827）までの19年間に武左衛門が小倉足袋の製造販売によって蓄積した資産は銀120貫目にのぼり、これを元手に武左衛門は塩田地主としての道を歩みはじめた。⁽¹²⁾

まず味野と赤崎の沖の浅い海を埋め立てて塩浜をつくることに努力し、文政10年（1827）に開発の請願が藩庁より允許され、文政11年には味野村沖新開の汐止めが完成（文政11年の検地で32町余16塩戸）、翌12年には赤崎村沖新開汐止めが完成（天保2年の検地で15町余8塩戸）し、味野村と赤崎村の両村の名前をとり野崎浜と名付けられた。また武左衛門は姓を昆陽野氏より改めて野崎氏と称した。⁽¹³⁾

天保元年（1830）には日比亀浜の開発に着手し、翌年完成、同3年に5塩戸、11町8畝余りの検地が完了した。この新開塩田の完成のころに武左衛門は塩・石炭問屋営業の允許を得て味野改所を設置している。天保4年には岡山藩主池田慶政から塩田開発その他を賞せられて、大里正格即ち大庄屋心得の待遇を受けた。⁽¹⁴⁾

天保9年（1838）から東野崎浜開発に取組み、児島郡胸上村より沼村に至る8か村内の浅海の埋立てを始めた。天保12年（1841）に竣工、73町余38塩戸の塩田が開発された。天保11年には塩・石炭問屋営業の允許を得て東野崎

(10) 同上42頁

(11) 同上43頁

(12) 柴田一「塩田開発」『野崎家の研究』82頁

(13) 多和和彦『児島産業史の研究』61頁、昭和34年11月15日発行、児島市味野「児島の歴史」刊行会

(14) 同上書62頁

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

会所が設置された。

この地域はだんだん人口が増加し、東野崎村が独立して1村となり里正がおかれた。弘化4年（1847）に、岡山藩主池田慶政から功労を賞して、五口糧（五人扶持）を与えられ、名字帯刀を許された。

嘉永元年（1848）、弘化2年（1845）に開発許可を受けていた汲五平に代わって武左衛門が藩命により福田村沖の福田新田築立方を担当することとなる。翌嘉永2年に着手、4年に703町歩余りの新田が開かれた。周囲はおおよそ4里（16キロメートル）にも及び、中に新しく北畝・中畝・東畝・松江の各村が出来上った。稲田540町歩余りの広大な土地で、嘉永6年（1853）に武左衛門は福田新田5か村の大里正となった。

嘉永6年に邑久郡久々井村が計画した塩田築造が途中で資材が付き、武左衛門に事業継続を頼んできた。引受けて、7町余4塩戸の塩田を完成させた。また児島郡北浦村の開発が途中で資金難により中断されていたのを継続して稲田及び塩田をつくり上げたりもしている。児島湾の浅海十数里のうちを開拓して、稲田と塩浜をつくりたいと考えてこれを実行した。⁽¹⁵⁾

このころには家産も大いに増大していた。家を嫡子常太郎に譲ってしばらくは悠々自適の生活を送った。琴棋書画、点茶などの風流を楽しんでいたが、安政2年（1855）4月18日、当主の常太郎が35歳で他界した。⁽¹⁶⁾この後、武左衛門は当主として再度経営に関与することになった。

文久2年（1862）には東野崎北浜の開発に着手し、翌3年に19町7反余8塩戸の塩田が完成した。東児島の田井地村より山阪村に至る6か村に大塩田⁽¹⁷⁾が築かれた。元治元年（1864）正月より病床につき、8月29日に76歳で没し、

(15) 同上書62頁

(16) 同上書62～63頁および武田守義「松樹繁栄記」『野崎家の研究』付属史料659～666頁

(17) 「野崎年表」による。ただし8塩戸で19町歩余りというのは当時の塩業経営を考えた場合納得できない点もあるので、史料の渉猟を今後おこなって正確を期した

家は孫の武吉郎に譲られた。⁽¹⁸⁾

本稿で対象とする時期はこの武吉郎が当主であった時代である。

明治19年の内務省県治局「各府県民有財産取調概表」によると岡山県の10万円以上の地価所有者2名のうち一人は野崎家、もう一人は大原家と推定される。⁽¹⁹⁾後の大正13・14年の岡山県500町歩以上耕宅地調査では、1000町歩以上が藤田組、560町歩が野崎家、535町歩が大原家であり、岡山県内では大原家と並んで大地主であった。⁽²⁰⁾

明治前期から野崎家は他の資産家と同様に家憲・家訓によって事業経営を統括する制度を採用していた。その基本的な家規則である家訓としては明治20年(1887)12月制定の「野崎家家則」が残されている。⁽²¹⁾家長であった野崎武吉郎は野崎家家則制定に関し、冒頭で「野崎家ヲ永遠ニ維持シ、祖業ヲ墮サ、ラン為、茲ニ親族・旧雇人ノ会議ヲ開キ、家則ヲ制定シ、子々孫々永ク之レニ拠リ、其権利ヲ保チ其責任ヲ擔フ可キ者也」と述べている。⁽²²⁾

この家憲では第一条にある5項目、塩田・耕宅地・貸付金・諸公債証書・貸家経営が家業の根幹とされている。歳出入計算書によると明治10年代においても経営の中心はこの5項目にあった。

4. オスカー・コルシエルトの史料から見た野崎家経営の概要

当時の野崎家の塩業経営の全体像をみるために、お雇い外国人コルシエルトの依頼により作成された史料を援用しよう。明治15年(1882)の夏6月、

い。

(18) 同上書63頁

(19) 有元正雄「野崎家の位置」『野崎家の研究』404頁

(20) 同上405頁

(21) 「野崎家家則決議書」『野崎家の研究』付属史料669～672頁、重要な史料であるため本稿末尾に全文掲載した。

(22) 当時の家則・家憲などの研究は三井家および鴻池家について安岡重明が『財閥形成史の研究』を始めとする一連の著書・論考で詳細に取り扱っている。

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

農商務省の地質調査所に勤務していたコルシェルトは政府に日本塩業に関する改良の助言を求められ、実際の塩田を踏査するために野崎家を訪れ、元野崎浜の塩田調査と野崎家の過去10年間の塩業収支状況の報告を求めた。それに対する野崎家の回答は大要次の表4のようであった。なお、表中ゴシックの部分は原史料、その他は筆者が計算したものである。

野崎家の塩の生産販売量はこの期間年産4,200～5,300俵である。しかしその売上代金は明治9年度と10年度に大きく落ち込んでいる。これは塩の値段が下がったためであり、このために同年度は赤字となっている。

生産に対する費用は人件費・石炭代金・事業設備費用の3科目合計で全費用の85%程度を占めている。10年間の平均値で人件費31%、石炭代金40%、事業設備費用14%であり、最も費用が嵩むのは石炭代金であった。日本の製塩業では燃料費が業績に最も大きな影響を与える要素であるといわれているが、コルシェルトの調査でも石炭価格が業績に大きな影響を与える要素であることが確認された。また人件費・石炭代金の費用に対する割合は70%を越えている。

次の図1はこの期間の塩価格、石炭価格および味野村の塩田の一戸の収益の変化を明治4年を1としてグラフ化したものである

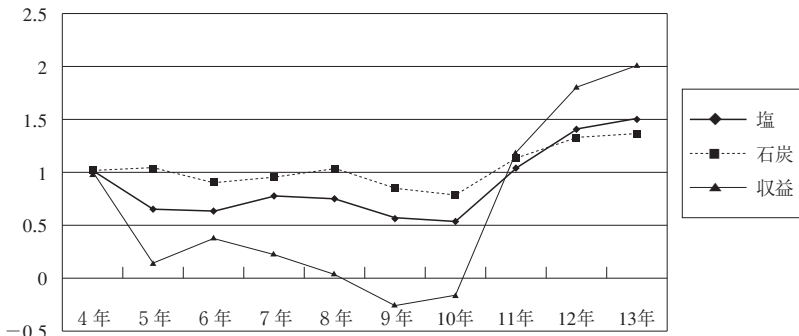
このグラフによれば収益は明治4年から10年まで傾向的に低下し、その後劇的に回復している。この間、塩の価格は石炭価格に比べて下落が激しく、これが収益に大きな影響を与えていることがわかる。明治10年以降は塩価格の上昇率が石炭価格のそれよりも大きくなっており、これが収益の好転に影響を与えたと考えられる。

一方、その他の経費項目をみると、確かに明治10年から13年にかけての石炭価格の上昇は著しいが、石炭費の費用に占める割合に大きな変化はない。この理由としては人件費の増加が原因であることが表4から読み取れる。全体的な支出のなかで雇夫給及び雇夫扶持米代金が増加していると結論づけら

表4 明治十五年七月 備前國兒島郡味野村塩田之内壺戸會計十箇年表

	明治四年	明治五年	明治六年	明治七年	明治八年	明治九年	明治十年	明治十一年	明治十二年	明治十三年
納部	納	納	納	納	納	納	納	納	納	納
販賣塩高 (俵)	4,404	4,954	5,007	4,319	4,243	4,272	4,925	4,229	4,843	5,326
同上代金 (円)	1,560.95	1,144.28	1,121.11	1,182.87	1,121.05	844.52	918.05	1,563.54	2,445.72	2,824.86
出部	出	出	出	出	出	出	出	出	出	出
石炭消費高 (振)	3,964	4,211	4,006	4,103	4,158	3,973	4,925	3,468	5,037	4,793
同上代金 (円)	436.04	475.79	400.62	426.70	469.85	369.49	418.18	440.39	737.43	723.74
雇夫給	148.50	125.40	102.86	156.76	145.86	130.86	108.45	138.40	245.15	298.18
同上扶持米代金	168.40	121.95	104.15	167.25	159.14	117.86	124.08	147.84	189.55	274.85
同上食用雑費	35.25	31.75	28.11	32.80	25.76	21.65	26.50	28.30	47.60	65.06
土寄時雇賃	25.30	31.12	26.96	32.16	28.17	23.50	24.43	26.35	36.15	45.85
縄俵代金	73.50	81.14	76.86	67.50	66.50	63.27	75.18	81.10	123.50	138.14
桶屋・鍛冶屋・鍛屋作料	35.26	31.16	29.50	31.11	29.85	24.45	19.80	22.80	48.55	58.60
肥土・其他上荷松運賃	31.50	21.17	28.16	7.16	25.11	18.18	14.70	20.83	49.16	49.16
釜仕立入費	45.20	43.87	44.21	39.13	36.80	34.20	38.60	35.90	49.90	42.13
堤防・建物営繕費	67.50	69.08	69.50	61.65	55.66	51.25	64.70	37.11	74.98	170.70
諸雑費	78.03	38.65	41.01	52.25	38.72	59.35	32.91	61.79	73.14	112.13
賃租村費	19.45	18.75	17.38	25.18	31.17	36.12	37.13	39.72	41.85	46.13
費用總計	1,163.93	1,089.83	969.32	1,099.65	1,112.59	950.18	984.66	1,080.53	1,716.96	2,024.67
納出差引部	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引	差引
地利益損	397.02	54.45	151.79	83.22	8.46	-105.66	-66.61	483.01	728.76	800.19
地利十ヶ年平均一ヶ年金貳百五拾三圓四拾六錢三厘										
一俵当たり販売代金	0.354	0.230	0.223	0.273	0.264	0.197	0.186	0.369	0.505	0.530
石炭一振当たり代金	0.11	0.112	0.100	0.103	0.112	0.093	0.084	0.126	0.146	0.150
人件費	377.45	310.22	262.08	388.97	358.93	293.87	283.46	340.89	518.45	683.94
事業設備に必要な費用	179.46	165.28	171.37	139.05	147.42	128.08	137.80	116.64	222.59	320.59
支出に対する人件費の割合	32.4	28.4	27.0	35.3	32.2	30.9	28.7	31.5	30.1	33.7
支出に対する事業設備費用の割合	15.4	15.1	17.6	12.6	13.2	13.4	13.9	10.7	12.9	15.8
支出に対する石炭代金の割合	37.4	43.6	41.3	38.8	42.2	38.8	42.4	40.7	42.9	35.7

図1 味野村塩田一戸塩価格・石炭価格・収益の推移



明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

れる。この期間、雇夫給食用雑費に大きな変化がみられないことから、この増加は被雇用者一人当たりの給付金が増加したためであると考えられる。

損益の推移をみると、明治10年以降、13年までは利益増大傾向にある。上述したように、費用は増大しているが、それ以上に塩販売代金の金額上昇のほうに激しいので、結果的には地利益損を見ると大幅な利益が出ていることがわかる。明治10年度からの「歳出入計算書」を利用してこのことを詳しく検討しよう。

5. 野崎家の歳出入計算書

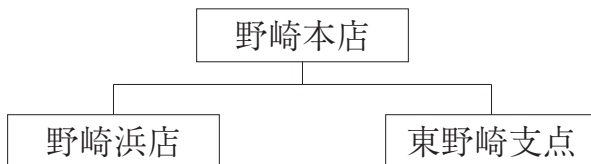
野崎家にはコルシェルトの調査に引き続く明治10年から17年までの期間、「歳出入計算書」が残されている。

まず当時の野崎家の経営組織を見ておこう。大正2年（1913）10月に当時の大蔵省専売局が執務参考資料として作成した『塩業組織調査書』によると、野崎家の組織は次の図2のようであった。

野崎本店は野崎家の経営の全てを代表する統轄機関であったが、同時に野崎浜店の経営をも監督した。野崎浜店は天保2年（1831）に塩石炭問屋の免許を得て味野会所として設立された組織の後裔で、明治3年（1870）に野崎会所、同17年（1884）に野崎浜店と改称された。野崎家および野崎家と深い関係にあった西原陣三郎、三宅大五郎、山本兵吉、荻野正孝が所有する塩田⁽²³⁾55町余を管理していた。

東野崎支店は天保11年（1840）に同じく塩石炭問屋の免許を得て設置され

図2



た東野崎会所の後裔で、弘化3年(1846)に東野崎出店、明治7年(1874)に野崎東課、同9年に東野崎支店と改称された。野崎家所有の山田、胸上の塩田91町余を管理していた。⁽²⁴⁾

以下本稿では、便宜上「野崎本店」・「野崎浜店」・「東野崎支店」という呼称を使用する。

まず検討する史料の概要について紹介しよう。歳出入計算書の構造は、次の史料のように表紙に作成年次、標題および野崎家長の責任で編纂されたことを示す印が押されていた。

〔表紙〕

明治十一年春調査

明治十年中歳出入斗算書

野崎家長印

(内容)

明治十年中歳出入計算

一	金千百三拾三円三拾五銭	赤崎村所有塩田八戸加地子
	内	
	百九拾貳円八厘	貢租金
	三拾八円四拾銭貳厘	村費金
	五円拾九銭	坪竈屋蔵浜子納屋取繕費
	拾七円四拾三銭貳厘	堤防費
ノ	貳百五拾三円三銭貳厘	
残而	八百八拾円三拾壹銭八厘	益
一	金貳拾四円八銭	同村所有耕地麦取立代
一	同四拾三円拾七銭五厘	同村同耕地并古塩田共金米取立ノ
ノ	六拾七円廿五銭五厘	
	内	
	貳拾壹円拾六銭壹厘	貢租金
	六円三拾五銭壹厘	村費金
	四拾貳銭六厘	地籍費

(23) これらの人物は野崎家特有の制度である当作歩方制と密接な関係があった。これらの点については別稿で論じたい。

(24) 渡辺則文「塩専売制と野崎浜」『野崎家の研究』288～9頁

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

八錢	山林調費
ノ 貳拾八円壹錢八厘	
残而 三拾九円廿三錢七厘 益	
一 金千六百八拾九円七拾七錢三厘	味野村所有塩田十一戸七歩加地子
内	
三百四拾六円五拾錢三厘	貢租金
六拾九円三拾錢壹厘	村費金
貳拾五円四拾九錢四厘	坪竈屋藏浜子納屋取繕費
廿五円八拾貳錢	堤防費
ノ 四百六拾七円拾壹錢八厘	
残而 千貳百廿貳円六拾五錢五厘 益	
一 金五拾三円五拾三錢九厘	同村耕地麦取立代
一 同百五拾四円五拾壹錢貳厘	同村耕地古塩田米金取立ノ
ノ 貳百八円五錢壹厘	
内	
百拾四円四拾七錢	貢租金
三拾四円四拾四錢六厘	村費金
五円八拾貳錢五厘	浜掛ノ
ノ 百五拾四円七拾四錢壹厘	
残而 五拾三円三拾壹錢也 益	
一 金三千八百五拾貳円廿五錢六厘	貸付金利息指引益
一 同四百七拾九円六錢七厘	元野崎塩石炭口錢差引益
一 同貳百五円九錢九厘	繩俵益金
一 同三拾円六錢六厘	味噌益金
一 同廿四円九錢三厘	浜店ヨリ浜方江仕入物益金
一 同五円七拾錢四厘	右同断温釜益金
一 金拾円三拾五錢八厘	綿売払益金
一 同百廿四円六拾五錢壹厘	家録金并月俸金共
一 同四円拾壹錢八厘	上荷株料
一 同拾五円	上荷損料
一 同廿六円三拾八錢	福田新田加地子年子年売払益
一 同四拾六円三錢六厘	家賃取立ノ
一 同千四拾円	古金引替歩合
ノ 五千八百六拾貳円九十貳錢八厘	
内	

<p>式千九百三拾壹円九十八錢四厘 三百五拾五円七拾四錢貳厘 三拾壹円五拾七錢四厘 百三拾貳円廿四錢貳厘 七百六拾壹円八拾五錢六厘 廿七円五拾錢 四円八拾錢 五百九十五円九拾錢四厘</p>	<p>年中普向入費ノ 年中扶持米ノ 年中扶持方麦大豆ノ 普請入費ノ 道具買入代ノ 消物ノ 貧者エ遣シ米代ノ 古城証次郎事件控訴上告執行共本年入</p>
<p>費ノ 三拾壹円五拾錢 廿八円貳拾錢 五拾円 四拾円 五拾四円四拾九錢四厘 五拾円 百六拾三円六拾七錢壹厘 七拾五円 拾円 五拾貳円三拾七錢三厘</p>	<p>持寶院へ渡ス十年分扶持方 同断九年分 林裁縫校へ寄附 閑谷神社寄附金 当村裁縫校差引取替消物 龍王小学寄附本年分 吉□繩残償却方無之消物ニ立ツ 平松夫婦へ惠補助金 森老人へ惠養老金 安政四巳年中畝未進金大塚□□渡取替</p>
<p>帳本郡座ヨリ出ス 壹円八拾壹錢 三拾貳円七拾五錢貳厘 拾四円八拾六錢五厘 五拾円三拾五錢四厘五毛 八拾円也 百四円八拾貳錢六厘 四拾壹円貳拾三錢五厘</p>	<p>普請帳物寄ヨリ出ス三半 十六番浜損金 地券御書換証印税 福田新田歩方渡米□□証次郎渡 右同人後訴訟入費ノ内 白木綿島木綿明治九十兩年費用ノ 本□□□□移米□面諸帳面代運賃共</p>
<p>ノ 五千七百貳拾貳円六拾八錢貳厘 残而 百四拾円廿四錢六厘 益</p>	
<p>一 金三百拾六円八拾九錢壹厘 内 五拾五円七拾七錢貳厘 拾壹円拾五錢四厘 三拾四円六拾壹錢六厘 貳円拾四錢貳厘</p>	<p>小川村所有塩田二戸加地子 貢租金 村費金 坪竈屋藏浜子納屋取繕費 堤防費</p>
<p>ノ 百三円七拾壹錢四厘 (ママ) 残而 貳百拾三円拾七錢七厘 益</p>	

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

一	金百五拾八円四拾四銭五厘	同村ニテ滝岡ヨリ買取廿九番加地子
一	同拾二円五拾八銭九厘	廿九番貢租割合取立委細当座帳ニ有ル
一	金六拾貳銭五厘	同堤防費前同断
✓	百七拾壹円六拾五銭九厘	
	内	
	三拾壹円八拾貳銭	加地子残帖へ立戻シ
	廿九円五銭貳厘	貢租金
	五円八拾壹銭	村費金
	壹円七銭壹厘	堤防費
✓	六拾七円七拾五銭三厘	
残而	百三円九拾銭六厘	益
一	金拾三円廿一銭六厘	同村所有耕地麦加地子
一	同九拾四円九拾七銭	同村同米大豆取立代
✓	百八円拾八銭六厘	
	内	
	三拾三円廿九銭	貢租金
	九円廿七銭壹厘	村費金
	廿壹円三拾壹銭五厘	池普請入用割
	拾三銭九厘	筆数并手数料
✓	六拾四円壹銭五厘	
残而	四拾四円拾七銭壹厘	益
一	金四拾六円七拾五銭九厘	小川村所有塩田三戸口銭
一	金七円八拾五銭	柳田村所有耕地米加地子代
	内	
	三円四拾九銭八厘	貢租金
	壹円三拾七銭四厘	村費金
	拾八銭五厘	池費
✓	五円五銭七厘	
残而	貳円七拾九銭三厘	益
一	金六百九円拾四銭也	日比村所有塩田四軒分加地子
	内	
	百貳拾六円五拾八銭五厘	貢租
	廿五円三拾壹銭七厘	村費
	拾貳銭六厘	手数料
	四拾貳円五拾九銭貳厘	堤防并二坪藏釜納屋取繕費

三円	村益金
ノ 百九拾七円六拾貳銭	
残而 四百拾壹円五拾貳銭也 益	
一 金四拾五円九拾銭七厘	日比村所有塩田塩口銭半方
一 金九百六拾八円九拾四銭九厘	田井村所有塩田六戸小口三口共加地子
ノ	
内	
百六拾七円三拾四銭壹厘	貢租金
三拾三円六拾三銭五厘	村費并ニ手数料共
百拾貳円七拾六銭九厘	塩田堤防建物地普請其外諸雜費トモノ
貳円七拾七銭貳厘	九年分改正費仕出シ落シ分
ノ 三百拾六円五拾壹銭七厘	
残而 六百五拾貳円四拾三銭貳厘 益	
一 金八拾貳円五拾三銭五厘	右同断塩石炭口せん半方
一 金四拾九円四拾貳銭	北浦麦加地子
一 同九拾八円七拾銭四厘	同村綿加地子
一 同三円拾八銭	同村同断九年分未進金取立
ノ 百五拾壹円三拾銭四厘	
内	
拾八円八拾九銭	貢租金
五円六拾六銭七厘	村費金
三円三拾三銭貳厘	龍神社償米代
七拾八銭貳厘	九年分違算并ニ□□賃共
三拾三円七拾六銭六厘	普請并諸入費共
ノ 六拾貳円四拾三銭七厘	
残而 八拾八円八拾六銭七厘 益	
一 金千九円五拾三銭七厘	邑久郡所持地六ヶ村分加地子米代
内	
百三拾円七拾銭三厘	箕輪村貢租悉皆村費手数料共
百三円七拾三銭五厘	土佐村右同断
八拾円廿貳銭九厘	長船村右同断
五拾円廿八銭四厘	八日市村右同断
七円四拾銭貳厘	豆田村右同断

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

三円四拾壹錢三厘	山田庄村右同断
拾八円五十錢貳厘	小作米積入小廻シ其外共用ノ
四拾四円貳拾貳錢壹厘	地普請夫渡米代其外共用ノ
六拾六円三拾錢	世話料米三五入三十九斗代
六円拾壹錢八厘	小作米積運賃ノ
ノ 五拾円九拾錢七厘	
残而 四百九拾八円六拾三錢也	益
一 金四千四百五拾貳円七拾三錢八厘	東野崎三拾六軒分加地子ノ
一 金貳百五拾九円三拾八錢三厘	同三十四番三十八番加地子ノ
一 同五拾九円三拾三錢六厘	仲浜加地子
一 同八拾四円七拾六錢六厘	岡浜加地子
一 同千百五拾壹円九拾六錢五厘	北浜加地子ノ
一 同千六百八拾円廿七錢五厘	塩石炭口錢ノ
一 同九百三拾円四錢壹厘	店方売物口錢ノ
一 同百拾貳円貳錢九厘	利金差引益
ノ 八千七百三拾円八拾三錢三厘	
内	
千三百九拾円九拾五錢六厘	村々貢租村費地券書替換稅共
三百六拾貳円九拾六錢四厘	坪藏普請入用ノ
四百廿三円九拾五錢五厘	大手普請入用ノ
四拾壹円八錢	村々益金
千百拾貳円五拾壹錢六厘	手浜損金
千四百九拾四円九拾貳錢	□□入費并ニ藏納屋普請費其外諸入費
ノ	
百五拾三円三錢四厘	古谷貳軒分加地子
百拾四円七拾七錢五厘	新屋壹軒半分加地子
ノ 五千九拾四円貳拾錢	
残而 三千六百三拾六円六拾三錢三厘	益
一 金貳千四百九十九円九拾四錢八厘	福田新田五ヶ村加地子取立物代ノ
一 同三百廿九円六拾貳錢九厘	本年中未進取立ノ
ノ 貳千八百廿九円五拾七錢七厘	
内	
千五拾六円八拾四錢七厘	村々貢租
三百廿八円九拾貳錢八厘	村々村費
八拾八円五拾錢五厘	世話料米并浜出夫藏普請隣家へ出米地 主集会地普請其外諸入用ノ

六拾四銭	本家ヨリ送ル紙代其他共ノ
貳百七拾円	山上為兩月俸并ニ賄料
ノ 千七百四拾四円九拾貳銭	
残而 千八拾四円六拾五銭七厘	益
惣斗 九千貳百四拾七円七拾五銭三厘	全納

史料1の歳出入計算書は赤崎村、味野村、野崎本店、小川村、柳田村、日比村、北浦村、邑久郡6か村全体、東野崎支店、福田新田の順に記帳され、それぞれの項目で加減計算を伴う損益計算書となっている。これは半複式簿記構造の最終帳簿に転記するのに便利な記載方法であったと考えられる。⁽²⁵⁾以降、年度ごとに若干科目や記入位置のずれが生じるが記載方法に変化はない。また帳簿名称は「歳出入計算書」・「歳入歳出簿」・「歳出入勘定帳」など様々であるが、本稿では特定年度を扱う場合以外「歳出入計算書」と名称を統一することにする。

筆者（小柳）が発見したものは明治10年から明治17年までのものであるが、それより時代の古い明治4年から明治10年までに野崎を調査したお雇い外国人のオスカー・コルシェルトによる前述の史料との連続性を見いだせた。まずは、次節で「歳出入計算書」の分析を行った上で、7節でオスカー・コルシェルトの史料との比較分析を行っていききたい。

6. 歳出入計算書の分析

まず、資産についてみよう。野崎家所有地の詳細は、「明治十年中歳出入計算書」によると、表5のようにになっている（旧村名）。また東野崎支店の管理地は東野崎36軒分、同34番・38番、仲浜、岡浜、北浜と総括して記載されているので、ここでは野崎浜店管轄分にも限定して考察する。⁽²⁶⁾表5に当

(25) なお、本稿では簿記の構造の話については触れず、そこに記載されている各勘定科目の内容の変化についてのみ見ていくこととする。

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

時の郡名と現在の市域名を併記し、浜店管理の各村での生産物を一覧にした。

このうち、塩田のあったのは赤崎村・味野村・小川村・日比村・田井村であり、以下はこの村々と野崎支店に関して検討する。

(1) 塩田加地子の推移

下の表6によると、野崎浜店塩田・東野崎塩田とも加地子は明治12・3年までは上昇傾向にあり、それ以降下降に転じる。特に東野崎塩田の明治15年のデータを見ると下落が著しい。その後明治16年にはまた増加に転じている。これに関しては、土地所有状況が変化したとも考えられるが、一方明治15年以降、東野崎浜が荒地免租となった状況も関連していると考えられる⁽²⁷⁾

(2) 地租金、村費の推移

それでは塩田地租の変化はどうだったのだろうか。ここでは東野崎支店の勘定科目が「地租金并村費」となっているために地租金のみで比較することは不可能であるため、野崎浜店についてのみ検討する。表7に地租金の推移を示した。なお、明治15年の数値は同上の理由で現在のところ得られていない。

表5 野崎浜店管理地の所在および利用状況一覧表

児島郡（現倉敷市） ・赤崎村…塩，麦，米 ・味野村…塩，麦，米 ・小川村…塩，麦，米 ・柳田村…米 ・福田新田…米 児島郡（現玉野市） ・日比村…塩 ・田井村…塩	児島郡（現岡山市） ・北浦村…麦，綿 邑久郡（現瀬戸内市）…米 ・箕輪村 ・土佐村 ・長船村 ・八日市村 ・豆田村 ・山田庄村
---	---

(26) 今後、土地台帳の精査などを通じて当時の野崎家の塩田所有についてさらに検討を加えていきたい。

(27) 『野崎家の研究』169頁

表6 野崎浜店・東野崎支店の塩田加地子の推移

年度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
野崎浜店塩田加地子(円)	7,224.335	11,161.015	16,405.148	16,294.638	14,015.286	12,551.242	11,333.292	6,207.836
東野崎支店塩田加地子(円)	6,008.188	12,685.525	18,170.750	18,253.161	16,988.962	9,332.077	11,781.500	10,468.070

表7 野崎浜店塩田地租金の推移

年度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
塩田地租金(円)	917.261	927.755	927.755	935.024	854.416	—	1,046.918	1,046.922

表8 児島郡村別塩田地租金の推移 (円)

村名 \ 年度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
赤崎村	192.008	192.008	192.008	193.990	193.990	193.990	193.990	193.993
味野村	346.503	346.503	346.503	349.927	349.927	349.927	349.927	349.927
小川村	84.824	84.825	84.825	85.585	138.034	138.034	138.034	138.034
日比村	126.585	126.585	126.585	127.688	127.688	127.688	127.688	127.689
田井村	167.341	177.834	177.834	177.834	44.777	—	237.279	237.279

明治10年からの地租は地価の2.5%であるから、一般には地租金の変化は所有地の変化ととらえてよい。同地域では免租の問題もあることを考慮すれば所有塩田は明治10～17年年の間に大幅な変化はないと結論づけられよう。

村別の土地所有状況を見るために作成した表8によると赤崎村、味野村、日比村ではほとんど変化が見られないが小川村では明治13年～14年に大きな変化がある。また田井村に所有していた塩田に関しては明治14～15年の状況は不明であるが、16年に再び従来よりも広い塩田を支配するようになっていると考えられる。

これらの点を踏まえた上でもう一度全体的な塩田地租金の推移について考えよう。

赤崎村・味野村・日比村塩田の面積はこの期間増減がないと考えられる。一方小川村・田井村の塩田は増加している。特に明治16・17年の増加は田井村一村で増加した塩田面積が及ぼした影響であると考えられる。よって、野

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

表9 野崎浜店塩田地租金の構成比（％）

村名 \ 年度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
赤崎村	20.9	20.6	20.6	20.7	22.7	22.7	18.5	18.5
味野村	37.7	37.3	37.3	37.4	40.9	40.9	33.4	33.4
小川村	9.2	9.1	9.14	9.1	16.1	16.1	13.1	13.1
日比村	13.8	13.6	13.6	13.6	14.9	14.9	12.1	12.1
田井村	18.2	19.1	19.1	19.0	5.2	5.2	22.6	22.6

崎浜店塩田の面積の変化については田井村が最も重要であり、次いで小川村であった。この地租金負担比率を一覧にしたのが表9である。

続いてどの場所にある塩田が野崎家にとってウエイトが高かったかを考える。各村の経営に対する地租金での寄与率をみた表9によると明治10～13年までは、味野村が一番高く、次いで赤崎村、田井村、日比村という状況である。14年以降も味野村が突出しているのは変わらないが、14年に小川村が日比村に追いついている。一方田井村は、明治14年に落ち込んだものの、明治16年、17年は比率的には赤崎村を上回るようになった。いずれにせよ、野崎浜店経営にとって重要な塩田は味野・赤崎・田井の各村に所有していた塩田⁽²⁸⁾であった。

続いて地租金・村費を東野崎支店、野崎浜店両方のデータでみよう。

各店ごとの塩田所有費用である地租村費合計額を一覧した表10によると明治14年までは費用負担は拮抗していた。しかし明治15年以降、東野崎支店の負担比は4％～5％に低下している⁽²⁹⁾。

さて、塩業経営にとって生産手段である塩田の維持管理は極めて大きな意味をもっている。入浜式塩田を築造し自然条件を利用して鹹水の生産をおこない、それを煎熬して塩をつくるというプロセスは自然災害に対してある意味で無防備な施設である。このため不時の補修経費の多寡が経営に大きな影

(28) この傾向を明治20年以降確認していくことが次の課題として残された。

(29) この構成比の変化と土地所有の変化についての検討が次の課題として残された。

表10 野崎浜店・東野崎支店地租村費合計額の推移

年度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
野崎浜店地租村費(円)	1,095.070	1,069.939	1,140.587	1,221.571	1,410.872	1,402.568	1,553.588	1,772.292
東野崎支店地租村費(円)	1,390.956	851.338	878.659	1,031.803	1,184.986	54.085	83.418	89.439
合計	2,486.026	1,921.277	2,019.246	2,253.374	2,595.858	1,456.653	1,637.006	1,861.731
野崎浜店比率	44%	56%	56%	54%	54%	96%	95%	95%
東野崎支店比率	56%	44%	44%	46%	46%	4%	5%	5%

表11 普請費全体の推移

年度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
普請費(円)	2,603.401	979.985	1,390.095	1,398.736	3,115.856	8,481.569	4,589.532	16,475.343

響を与える。次にこの点を検討しよう。

(3) 塩田の施設の補修経費の推移

設備経費のうち最も多額のものゝ普請費であった。野崎家の塩業経営全体の普請費を一覧にしたのが表11である。

表11によると明治15年と明治17年ゝ突出した数字になっている。明治15年は東野崎大手普請費が多額にのぼったためと考えられる。そして明治17年の場合は各村所在の塩田において個別の普請費が嵩み、その合計額が多額になったためである。このことについて「水害衆屍埋葬碑文」(史料3)は「……明治十七年八月念五(25)日の夜に暴風海立が岡山県の海沿いの地域を襲い、その被害は児島郡福田新田がもっとも甚だしかった。家屋は倒壊し田畑は水没荒地となり犠牲になった人も540人を数えた……」と述べている。『岡山県史』・『岡山県政史』にも同様の記述があり、「明治17年(1884)の大津波は、8月25日夜から26日未明にかけて台風が襲来したために起こった災害である。水島を中心とする瀬戸内海沿岸は、折からの満潮と重なり、高潮により堤防が決壊し、海水が広範囲にわたり流入し、未曾有の大惨事となったのである」との記述がある。⁽³⁰⁾

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

表12 明治17年までの災害状況一覧

年 月 日	種 類	主な地域	被 害 状 況
明治4年(1871)5月18日	豪 雨	旭川筋	死者22人, 流潰家屋3700余棟 (但し備前のみ被害)
同9年(1876)夏	干ばつ	県下一円	収穫皆無田12,886町歩
同13年(1880)7月1日	豪 雨	県南西部	死者70人, 全流潰家屋665戸
同17年(1884)8月25日	暴風雨 海嘯(大津波)	備中南部	死者・行方不明655人 全流潰家屋1,340戸 浸潮田畑2,428町歩

『岡山県政史 明治大正昭和前期編』363頁による

野崎家が塩田経営をおこなっていた地域は製塩業にとって最適の立地であったが、また不時の災害に会う可能性もあった。この時期の災害をまとめたのが表12である。

対象の時期である明治17年までは明治4年の豪雨をはじめとして、4度災害が起こっている。

(4) 当時の企業への株式投資とその収益

次に利益の運用について検討する。野崎家は先に述べたように塩田・耕地・貸付金・諸公債証券・貸家経営を家業の根幹としていたが、そのうち、有価証券の運用についてみよう。野崎家所有の全公債・株式の状況は『野崎家の研究』の「公社債・株式への投資」の項目に記載されている。それによると明治12年度の状況は表13のとおりである。

これによると明治12年度には公債類の合計が、60,630円で、株式投資の合計が10,000円の計70,630円であった。歳出入計算書のデータを利用して各項目の利回りについても見る。表13の各項目の平均利回りを求めると、金禄公債3.83%、起業公債4.76%、鉄道公債0.66%、第二十二国立銀行12.4%、共

(30) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第10巻 近代I』743頁、昭和60年3月31日発行、岡山県。さらに詳細な状況は『岡山県政史』を参照されたい。

表13 明治12年野崎家株式保有状況

種類	金額	小計
金禄公債	25,505	60,630
起業公債	2,150	
旧公債	4,625	
整理公債	9,650	
中山鉄道公債	18,700	
日本郵船株式会社株式	1,000	10,000
共同運輸株式会社株式	1,000	
三洋鉄道株式会社株式	5,000	
第二十二国立銀行株式	3,000	
計	70,630	

『野崎家の研究』608頁による

同運輸会社0.45%である。このうち特に第二十二国立銀行への投資の利回りがかなり高くなっていることがわかる。

明治9年(1876)8月に国立銀行条例が改正され、金貨兌換制停止・資本金の8割相当の公債証券を政府に納付し同額の銀行券を発券することができるようになると、国立銀行設立ブームが起り、全国で153の国立銀行が設立された。岡山県でも「第二十二国立銀行」・「第八十六国立銀行」の2行が設立された。野崎家は第二十二国立銀行の株主として明治11年の増資分から同行考課状に登場し、同年の歳出入計算書から第二十二国立銀行株式所有の記載が始まる。この国立銀行の明治11年増資時の株主名簿は次の表14のとおりである。⁽³¹⁾なお、順位は筆者がつけ、第25位まで表示した。

この表13にある野崎武吉郎は当時の野崎家当主であるが、同行の増資にとまなう新規出資としては岡山県士族水原久雄の3100円に次いで3000円の第2位である。その投資による配当(収益)は、「賦課金」という名称で歳出入

(31) 岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第二十九巻 産業・経済』1132頁～1139頁、昭和59年

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

表14 資本金増加証書

岡山県管下備前国第一区四番小区岡山船着町第二十二国立銀行

順位	元株数	金額	増株数	金額	合計株数	合計金額	住 所	姓 名
1	204	10,200	1,699	84,950	1,903	95,150	東京府管下第六大区六小区本所横綱町二丁目十番地	東京府華族 池田章政
2	208	10,400			208	10,400	同府管下第六大区三小区浅草橋場町十八番地	東京府華族 池田慶政
2	208	10,400			208	10,400	同府管下同区同町丙九番地	東京府華族 池田茂政
4	30	1,500	38	1,900	68	3,400	岡山県管下第一大区四番小区備前国御野郡天瀬三百五十一番屋敷	岡山県士族 花房端連
5			62	3,100	62	3,100	同県管下同区一番小区同国同郡内山下七十六番屋敷	岡山県士族 水原久雄
6	56	2,800	4	200	60	3,000	同県管下第一区同区同郡内山下百六番屋敷	岡山県士族 新庄厚信
6	60	3,000			60	3,000	同県管下第二区一番小区備前国御野郡一番町十三番屋敷	岡山県士族 河原信可
6	60	3,000			60	3,000	同県管下第一区三番小区同国同郡西中山下二十五番屋敷	岡山県士族 桑原越太郎
6	60	3,000			60	3,000	同県管下第二区三番小区同国同郡六番町八番屋敷	岡山県士族 武田謙次郎
6	60	3,000			60	3,000	大阪府管下第三大区一小区土佐堀一丁目二番地	大阪府平民 廣岡右衛門
6	30	1,500	30	1,500	60	3,000	兵庫県管下第一区摂津国神戸戸町通四丁目百三十四番地一番	兵庫県平民 橋本藤左衛門
6			60	3,000	60	3,000	岡山県管下第三十八区五番小区備前国児島郡味野村七十二番屋敷	岡山県士族 野崎武吉郎
13			50	2,500	50	2,500	同県管下第三区一番小区同国御野郡山崎町百十八番屋敷	岡山県平民 佐々木善三郎
14			40	2,000	40	2,000	兵庫県管下第二区摂津国八部郡兵庫戸場町沓番	兵庫県平民 山本彌兵衛
14			40	2,000	40	2,000	岡山県管下第十二区二番小区備前国上道郡金岡村百八十三番屋敷	岡山県平民 松井久平
16	10	500	10	500	20	1,000	岡山県管下第一区一番小区備前国御野郡内山下二百二十九番屋敷	岡山県士族 村上長毅
16			20	1,000	20	1,000	兵庫県管下第一区摂津国八部郡神戸海岸通四丁目百五番屋敷	兵庫県平民 大森榮介
16			20	1,000	20	1,000	岡山県管下第一区四番小区備前国御野郡船着町二百七十九番屋敷	岡山県平民 金谷久太郎
16			20	1,000	20	1,000	東京府管下第六大区二小区深川堀川町二番地	東京府平民 奥三郎兵衛
16			20	1,000	20	1,000	岡山県管下第三十六区六番小区備前国児島郡内尾村三百八十八番屋敷	岡山県士族 岩崎益治
16			20	1,000	20	1,000	愛媛県管下大三大区三小区讃岐国小豆島ノ内豊島甲生村千三十八番地	愛媛県平民 片山周藏
16			20	1,000	20	1,000	岡山県管下第一区三番小区備前国御野郡紙屋町百九番屋敷同居	岡山県士族 國富庄太郎
23			13	650	13	650	兵庫県管下第二大区一小区丹波国氷上郡大手町二番地	兵庫県士族 下田庄太
24			12	600	12	600	岡山県管下第二十六区小八区備中国下道郡箭田村七番地	岡山県平民 妹尾文造
25	10	500			10	500	岡山県管下第四十四区三番小区備前国御野郡北方村九番屋敷	岡山県士族 杉山岩三郎
25			10	500	10	500	同県管下第三十八区八番小区備前国児島郡吹上村百六十五番屋敷	岡山県士族 萩野長久郎
25			10	500	10	500	同県管下第九大区四小区備中国川上郡明治村二百十九番地	岡山県平民 阪田治平
25			10	500	10	500	同県管下同区同国同郡同村五十九番地	岡山県平民 中村富三郎
25			10	500	10	500	同県管下第十二区二番小区備前国上道郡西大寺村六百四十二番屋敷	岡山県平民 岡本吉衛
25			10	500	10	500	同県管下第五区一番小区同国同郡西中島町六十八番屋敷	岡山県平民 山本熊太郎
25			10	500	10	500	兵庫県管下第六大区三小区播磨国赤穂郡赤穂加里屋町百七十一番屋敷	兵庫県平民 三木萬太郎
25			10	500	10	500	愛媛県管下第四大区三小区讃岐国香川県高松東浜町二百八十三番屋敷	愛媛県平民 泉又平
25			10	500	10	500	岡山県管下第四区一番小区備前国御野郡片瀬町十七番屋敷	岡山県平民 橋本與平
25			10	500	10	500	岡山県管下第一区四番小区備前国御野郡西大寺町一百十六番屋敷同居	岡山県平民 藤波二郎三郎

岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第二十九卷 産業・経済』1132頁～1139頁、昭和59年により作成

表15 第二十二国立銀行株主配当金

年 度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
株主賦課金(円)		209.205	330.000	390.000	435.000	435.000	402.000	402.000

表16 金禄公債利高

年 度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
金禄公債利高(円)	—	51.100	751.825	974.400	974.400	970.400	1,026.900	1,142.400

計算書に記載され、その推移は表15のとおりである。

銀行配当金以外の利子・配当金は、明治11年から記載のある金禄公債利高、明治12年から記載のある起業公債利高、そして明治17年に記載のある鉄道公債利息の123円34銭9厘、共同運輸会社の4円50銭、玉島紡績所の12円である。金禄公債利高について見た表16によると明治11年から13年までは急激な伸びがみられ、14年・15年はほぼ横ばいであり、16年・17年にはさらに増加している。

次に企業公債利高について見よう。

表17によると明治12年から13年にかけては大幅な上昇がみられるが、逆に明治12年から明治13年の間は極端な下落がみられ、それ以降は9円前後でほぼ横ばいである。

そして鉄道公債利息は明治17年のみに123円34銭9厘の記載がある。この他の収入としては明治13年には「起業公債証書二千円抽籤ニテ益」が、明治16年には「金禄公債籤当益」が現れる。

野崎家の有価証券投資は明治後期になると政府債を中心に積極的になり、一方では台湾塩田への出資や農地や宅地の集積も進んでいく。この時期の利益の再投資のあり方を明治後期以降、昭和戦前期まで継続して分析することが次の課題として残された。

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

表17 起業公債利高

年 度	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
起業公債利高(円)	—	—	61.500	118.500	5.500	9.500	9.000	9.500

表18 味野村全体の損益状況

	明治10年	明治11年	明治12年	明治13年	明治14年	明治15年	明治16年	明治17年
味野村所有塩田十一戸七歩加地子	1,689.773							
味野拾二軒前加地子		3,349.519	4,971.296	4,922.112	4,618.656	4,167.648	3,441.024	2,006.941
内								
地租金百分ノ式分五厘	346.503	346.503	346.503	349.927	349.927	349.927	349.927	349.927
地方税・村費	69.301	34.650	96.328	116.876	192.120	197.010	202.713	223.012
坪竈屋蔵浜子納屋取繕費	25.494							
堤防・建物普請・修繕費	25.820	172.574	226.151	216.343	429.911	459.096	257.254	2,408.078
ノ	467.118	553.727	668.982	683.146	971.958	1,006.033	809.894	2,981.017
残而	1,222.655	2,795.792	4,302.314	4,238.966	3,646.698	3,161.615	2,631.130	-974.076

7. 歳出入計算書とオスカー・コルシェルトの史料との比較分析

オスカー・コルシェルトへ報告の表と歳出入計算書双方を照らし合わせることによってその後の味野村の利益の推移を知ることができる。オスカー・コルシェルトへの報告では味野村の1塩戸のデータであるが、歳出入計算書には味野村12軒分のデータが合計で記載されている（表18）。

二つの史料の重なる年度を比較するとほぼ同じ傾向が読みとれる。歳出入計算書のデータでは明治12～17年まで利益減少傾向にあり、浜店の塩田に関しては税の減免がなかったので、加地子収入の下落が全体的な利益の減少につながった。明治17年には堤防の修繕費が大きくなっているがこれは台風被害によるものである。

コルシェルトの調査による明治9・10の両年は塩の価格が下落したために損益にも影響がでている。塩価格の下落は近世中期以降しばしば起こっている。塩の生産過剰が江戸時代から度々起こり塩相場が下落して塩業経営は深刻な危機に瀕することが多々あった。この危機を打開するため、塩の主産地である瀬戸内10か国の塩業者が結束したのが十州休浜同盟であった。備前児

島浜の同盟への加入は天保5年(1834)ころであった。明治9年(1876)に至ると備前の新浜・古浜は石炭焚・木焚を問わず十州休浜同盟に加盟した。明治13年までの塩価格の急上昇,そして利益の急上昇は塩需要の上昇に理由が求められるだけではなく、生産サイドの十州休浜同盟の成果でもあると考えられる。化学工業原料としての食塩市場が大きくない当時の製塩業においては需要の変動は大きくなく、個別経営の損益には生産量と販売価格が大きな影響を与えた。ここに生産量調整のカルテルとしての十州休浜同盟が成立する理由があると同時にカルテル破りによる生産拡張で利益をあげる業者が現れることともなった。

お わ り に

明治38年(1905)、日露戦争の戦費調達のために、政府専売制が敷かれ⁽³²⁾、塩業経営は一定の安定を見るようになった。この点については新たな史料の発掘をおこない、より実証的な研究にまとめる計画である。

明治前期野崎家「歳出入計算書」及びオスカー・コルシェルトの要請による史料を中心に分析・比較検討してきたが、そこから得られた結論は以下の5つである。

- ① 野崎家が岡山県製塩業では独占的な地位にあったこと
 - ② 野崎武吉郎が当時の岡山経済界では重要な位置を占めていたこと
 - ③ 塩業経営が天災に非常に左右されやすいということ
 - ④ 野崎家が家則に基づいた経営を行っていたこと
 - ⑤ 塩業経営は塩価格の影響で窮地に立つ場合もあり、経営の安定化を図るために十州休浜同盟に野崎家は積極的に関与したということ
- ④は、上層農民であった野崎家が享和～文化初年にかけて没落し、野崎武

(32) 『日本塩業史』112頁, 昭和33年3月21日発行, 日本専売公社

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

左衛門は小倉足袋の製造をはじめ、それによって蓄積した資産を塩田開発に充て、岡山県一の塩田地主となり、明治以降もその地位を保っていたということが史料からわかる。②は第二十二国立銀行の株式保有から、野崎武吉郎が大株主であったことが確認された。増資分からの参加では旧藩の関係者に次ぐ位置を占めている。全体でみると、新庄厚信（発起人、のち頭取）、河原信可（発起人、のち頭取）、桑原越太郎（池田家代表）、武田鎌次郎（中級士族代表）、廣岡久右衛門（大坂の旧両替商加島屋、岡山県為替方）、橋本藤左衛門（神戸の豪商）と並んで高い位置にあることがわかる。③は歳出入計算書及び、他の野崎家文書、『岡山県史』、『岡山県政史』より、台風などの天災により堤防が決壊し、その修繕費が多額にのぼったことから傍証される。④は「野崎家家則」より、第一条にある塩田・耕宅地・貸付金・諸公債証書・貸家の5項目が経営の根幹とされ、堅実な経営を行おうとしていた。⑤は当時の塩業界の状況から十州休浜同盟の促進が図られたと推測できる。

野崎家の組織は第5節で述べたような変遷をたどってきたとされているが、今回数点発見した史料では明治17年以前の史料にも「浜店」という名称を見ることができた。野崎浜店の改称時期に関しても新しい解釈が必要であることが指摘できた。

明治後期以降の岡山県南部の変化をあげると、玉野市域では、明治43年（1910）の宇野線の開通と共に宇野村の塩田が宇野駅の敷地となり、日比町の「玉」に三井造船所が進出したことによって日比地区の塩田も次第に姿を消して行った。この時期には、農地も工業用地に転換していったが、塩田の工業用地化の比率はそれ以上に高かった⁽³³⁾。なお、藤田組によって開拓された農地が工業用地、住宅地に転化するの戦後のことである。

(33) 多和和彦『児島産業史の研究』91頁、昭和34年11月15日発行、児島市味野「児島の歴史」刊行会

(史料1) オスカー・コルシェルトの経歴 (「Lebenslauf von Oskar Korschelt」)

1853年9月18日：ザクセン州のヘルンフト近くのベルテルスドルフで8番目の子供として誕生。父親は教員のヨハン・ゴットリーブ・コルシェルト。母はヴィルヘルミーネ (旧姓ライヒェルト)

1868年3月まで：ツィッタウの実科学校で研修を受ける

1868年4月から：卒業試験に合格したのちケムニッツのケーニッツァー工場で染色術を学ぶ

1871年3月から1875年9月まで：ドレスデンの高等工業学校で化学を専攻

1876年3月まで：引き続きベルリン大学とベルリン鉱山大学で化学を勉強

1876年10月まで：ドレスデンとライプツィヒのビール醸造所で分析家として勤務

1876年10月：日本へ出発

1876年：出発前にドレスデンでベルテルスドルフ出身のマリエ・ミュラー (1852年8月4日生まれ) と結婚

1876年12月15日：日本に到着

1879年10月31日まで：東京大学医学部の予科において化学者、数学者、言語研究者 (教授)

1884年10月31日まで：日本の農商務省の地質調査所分析係長

1884年5月：日本政府から勲章を受ける

1884年11月：ヨーロッパに向け出発

1885年1月2日：マルセイユに到着

1885年9月：アメリカを経由して香港へ出発

1922年：ライプツィヒにて生活していた

1941年：ザクセンで死亡

加茂詮「オスカー・コルシェルトと「日本海塩製造論」」 (日本塩業研究会編『日本塩業の研究』第22集, 平成5年) ほかより作成

(史料2) 野崎家家則

第壹条 産業

- 一 塩田
- 一 耕宅地
- 一 貸付金
- 一 諸公債証書
- 一 貸家

右五種ニ限り候事

第貳条 野崎家ノ財産五種ヨリ生スル所得之内、十分ノ一ヲ年々積立、之レヲ以テ時勢ノ変換ニヨリ、新事業ヲ興サ、ルヲ得サルノ場合ニ於テハ會議ニ問フテ、之レカ費用ニ充ツヘシ

第三條 官私ヲ問ハス確實ナル株式ト認ムル時ハ、臨機加入スル事モアルヘシ

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

但、此場合ニ於テハ會議ニ問フテ之ヲ決スベシ

第四条 諸費一ヶ年中予算

- 一 家長以下手当并所雇人給料
- 一 諸経費
- 一 交際費
- 一 寄附金
- 一 親族補助金
- 一 賞与金
- 一 救助金
- 一 非常予備金
- 一 什器新調費
- 一 新築修繕費
- 一 會議費
- 一 旅費滞在日当

右前年十一月會議ニ附シ之ヲ定ムヘシ

第四条 家長ハ一家ヲ総括スルノ權アリト雖トモ想定外ニ涉リ専行スヘカラス

第六条

- 一 家長ハ一ヶ年所得高ノ壱割以下
- 一 配偶者一ヶ年所得高ノ三分五厘以下
- 一 祖父母・父母一ヶ年所得高ノ五分以下
但、婦人半額
- 一 子孫一ヶ年所得高壱分五厘以下
但、其配偶者ハ半額以下、十歳未満ハ三分一以下
- 一 兄弟姉妹一ヶ年所得高ノ一分五厘以下
但、全上
- 一 兄弟姉妹ノ子及其配偶者一ヶ年所得ノ一分以下
但、其配偶者ハ半額以下 十歳未満ハ三分一以下
以下右ニ準シ候事

但、衣服其他一身上ニ関スル交際等ノ諸費ハ此手当ヲ以テ支弁スヘシ

第七条 相続人ハ長男ヲ以テ定ム、若シ疾病或ハ瘋癲・白痴、又ハ不品行等ニテ相続難相成候節ハ、次三男ヲ以テ順次之レヲ定メ、男子無之トキハ長女ノ婚ヲ以テ相続ノ事

但、幼年ノ時ハ後見人ヲ置クヘシ

第八条 家長不品行、或ハ家則ヲ履行セザル等ノ義有之トキハ、親族及重立タル雇人ヨリ再三忠諫ニ及、尚改心セザルノ時ハ會員ニ於テ總會ヲ開キ協議ノ上家長ヲ廢スル事アルヘシ

第九条 分家讓与方左之如シ

本家財産高二十分ノ一以下次男女出生ノ順ヲ以テ定ム

三十分ノ一以下 三男女

四十分ノ一以下 四男女

五十分ノ一以下 五男女

以下右ニ準シ候事 但シ他家へ縁付ノ節ハ二等ヲ減ス

第十条 長男分家ノ節ハ三男ノ割合ノ事

第十一条 親属不得止事情有之時ハ左ノ区別ニヨリテ之ヲ補助スヘシ

- 一 祖父母・父母
- 一 子孫及其配偶者
- 一 兄弟姉妹及其配偶者
- 一 兄弟姉妹ノ子及其配偶者
- 一 父母兄弟姉妹及其配偶者
- 一 父母兄弟姉妹ノ子
- 一 配偶者ノ祖父母・父母
- 一 配偶者ノ兄弟姉妹及其配偶者
- 一 配偶者ノ兄弟姉妹ノ子

養子戸主トナリタル其里方ハ、親属七等以下ヲ以テ取扱ノ事

第十二条 雇人二十年以上勤続ノモノハ、其身不幸ニ際シ補助セラルヲ得サルノ場合ニ於テハ、親属十等ニ準シ補助ノ事

第十三条 雇人三十ヶ年以上勤続ノモノ、其身不幸ニ際シ補助セラルヲ得サルノ場合ニ於テハ、親属八等ニ準シ補助ノ事

第十四条 雇人四十ヶ年以上勤続ノ者ハ、財産千分ノ五以内ヲ以テ、本家ノ近傍へ家屋建築不動産譲与之事

但、其身不幸ニ際シ補助セラルヲ得サルノ場合ニ於テハ、親属七等ニ準シ補助之事

第十五条 雇人五十ヶ年以上勤続ノ者ハ会議ニ附シ、尚相当ノ賞与致スヘキ事
但、其身不幸ニ際シ補助セラルヲ得サルノ場合ニ於テハ、親属五等ニ準シ補助ノ事

第十六条 雇人三代相勤候モノハ一等ヲ加ヘ候事

第十七条 一ヶ年純益金ノ内一割、即チ十分ノ一蓄積ノ事

第十八条 一ヶ年度ハ其年一月ヨリ全年十二月迄トス

第十九条 野崎家ニ於テハ、平常尤モ関係深キ親属故旧雇人ヨリ、武拾五名ヨリ多カラザル会員ヲ撰ミ、通常・臨時トモ、其会員中ヨリ互撰ヲ以テ、九名乃至五名ノ常置委員ヲ置、至急ヲ要スルカ、又ハ總會ニ及サルト家長認ムルトキハ委員会ニ附スヘキ会員ニ於テ必要ト認ムル時ハ、三名以上ノ賛成ヲ以テ開会ヲ乞フヘシ

但、会員ニハ手当金ヲ支給スヘシ

右決議候也

明治貳拾年十月

壱番議員	岡山区瀬尾町	原田 藤吉
貳番議員	同区上内田町	佐藤 信道
参番議員	児島郡小川村寄留	莊 寛一郎

明治前期における野崎家の塩業経営（廣山謙介・小柳智裕）

四番議員	同 郡	味野村	野崎 四郎
五番議員	同 郡	吹上村	古谷喜八郎
六番議員	同 郡	味野村	野崎定次郎
七番議員	同 郡	同 村	西原圭太郎
八番議員	同 郡	同 村	岡 久一郎
九番議員	同 郡	日比村	四宮豊太郎
拾番議員	同 郡	味野村	荻野 幸平
拾壹番議員	同 郡	同 村	荻野晋七郎
拾二番議員	浅口郡	長尾村	田辺為三郎
拾四番議員	岡山区	二日市町	山上 為炳
拾五番議員	邑久郡	下笠加村	森 太郎平
拾六番議員	児島郡	番田村	合田 源八
拾七番議員	同 郡	後閑村	与田三代太郎

（史料3）水害衆埋葬碑文

嗚呼悲夫是為埋葬為暴風怒浪所害者二百五十六人之處也蓋係幽魂無所依而無祭主之鬼也前岡山縣令高崎君憫之樹碑標之欲使後之人吊其跡計畫已成而未及施焉會轉任參事院議官後任千阪君繼其志今此樹其碑余乃叙其概畧曰明治十七年八月念五日夜暴風海立我沿海郡村為其所暴殘而兒嶋郡福田新田為尤甚矣廬舍田園一掃蕩盡死者無覺五百四十人實極悲慘之狀是夜西南風勁拔樹倒屋人々錯愕專注心於屋舍傾覆之事而未遑知堤防一決海嘯暴至也知而欲遁則已無及矣時晦冥咫尺不辨父聽子之叫不能救焉夫聽婦之號不能挈焉前後各相失竟為永訣其慘狀可想矣既而天明則風歇唯見海水汎濫田野浮屍累々漂着水涯此事聽縣 及吏臨而檢之臭穢糜爛僅就衣服物色耳不能辨其為誰矣於是聚而 於此所謂幽魂無所依而無祭主之鬼即是也夫死者樹墓而修祭祀子孫之常分人道之通義也此屍而若果遺棄不恤則孤絡一邱埋沒寒烟荒草誰亦吊之祭之是我縣令所以深恤有此舉也後之過此地者讀此文憫此死折野花汲山泉吊而祭之庶幾慰其幽魂於九原之下歟明治十八年乙酉某月

岡山縣少書記官 正七位 高津暉撰

付表1（年表） 明治期以降現在までの野崎家

	出来事
明治38年(1905)	塩専売法公布（六月一日施行）
明治42年(1909)	野崎家、専売局より製塩改良試験を囑託される
明治44年(1911)	野崎台湾塩行の塩田が暴風雨の被害を受ける
大正5年(1916)	野崎台湾塩行、台湾塩田開発第二期工事に着手
大正6年(1917)	東野崎浜三十番浜に濃縮デッキを設備
大正8年(1919)	台湾塩田、大暴風雨のため莫大な被害を受ける

大正9年(1920)	台湾塩田, 大暴風雨のため莫大な被害を受ける
大正13年(1924)	元野崎浜一番浜に廻転式鹹水濃縮装置を設置
大正14年(1925)	野崎武吉郎死去
昭和元年(1926)	東野崎浜に枝条架濃縮設備を設置
昭和3年(1928)	味野浜の宮に, カナワ式製塩工場を設置
昭和8年(1933)	丸釜 ST 式をカナワ式に併用
昭和9年(1934)	株式会社野崎事務所設立(個人経営から法人組織へ)
昭和10年(1935)	塩田における当作歩方制を廃止
昭和13年(1938)	児島郡胸上村大字北浜新開地に四重効用真空式製塩工場新設
昭和16年(1941)	化成品事業を開始 味野鹹水の一部を山田真空式工場へ輸送開始 東野崎製塩工場に隣接する大倉工業株式会社の苦汁工場を買収 味野カナワ式工場を廃止し, 丸釜蒸気利用式製塩工場を設置
昭和19年(1944)	鉾立村大字番田字狐崎の雑種地を買収し流下式試験塩田を設置
昭和20年(1945)	山田村の古浜・中浜塩田を買収 胸上村の浜屋前・西浜南塩田を買収
昭和21年(1946)	内海塩業株式会社に社名変更 南海大地震により, 塩田施設が大破損し, 半年休業
昭和26年(1951)	流下式塩田に改良着手
昭和33年(1958)	真空式製塩工場を更新(50000トン)
昭和37年(1962)	水酸化マグネシウム製造開始
昭和42年(1867)	硫酸マグネシウム製造開始
昭和44年(1969)	イオン交換膜法海水濃縮設備稼働 味野塩田の全部及び山田に所在する古浜・流下式塩田を廃止
昭和47年(1972)	イオン交換膜法による大規模製塩設備が運転を開始(172000トン) 山田に塩積出用2000トン埠頭完成
昭和49年(1974)	ナイカイ塩業株式会社に社名変更
平成5年(1993)	煎熬設備全面更新(最大生産能力210000トン)
平成10年(1998)	真空蒸発缶四重効用システムに変更, タービン・発電機設備更新
平成11年(1999)	品質マネジメントシステム ISO9002 認証取得
平成14年(2002)	酸化マグネシウム工場完成
平成15年(2003)	品質マネジメントシステム ISO9001 移行登録
平成18年(2006)	環境マネジメントシステム ISO14001 認証登録

『野崎家の研究』および「ナイカイ塩業株式会社ホームページ」より作成